

令和元年5月20日公表

パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。（なお、意見募集案件以外のご意見は公表いたしません。）

◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	避難勧告等の判断・伝達マニュアル全面改訂について
意見募集期間	平成31年4月11日 から 令和元年 5 月 8 日 まで
担当部署（問合せ先）	総務部 総務課 （電話 0167-39-2300）
意見提出件数	意見提出者数 1 人 （個人）
	意見提出件数 2 件

◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 (原案を修正したときは修正内容)
<p>①富良野市は北海道では観光先進地であると思うが四季それぞれ多くの観光客が訪れている。最近中でも街中でペット連れの観光客を見ることが多い。それでいざ災害避難勧告の場合どうするのか観光都市としてマニュアルが必要と思うのですが。</p> <p>特に最近ではペットと泊まれる遊べる等を宣伝している施設も全道的に増えているし富良野でも考えられると思う。</p> <p>しかし、市民が飼われているペットについても国、北海道の指針を丸写しした様な内容で触れられている程度でないかと思うし周知されていないのでは？更に観光都市としてパンフレットや富良野アピール宣伝の折々に、この問題についてこう考えている、もしくは同伴は構わないが対策については何も考えていない等のものが必要と思うのですが？ある程度の指針を作っておくと飼い主、行政、業者それぞれの義務や権利についても周知できると思うのですが？</p> <p>国、北海道でも近年やっとこの問題に取り組んでの感じですが富良野の場合もマニュアルが絶対必要と思います。</p>	<p>市では、現在、「避難所運営マニュアル」でペットの避難及び飼育のルールについて定めており、本市HPから閲覧できます。その中で避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの同伴は禁止としています。これは、共同生活を行う場所では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいことやアレルギーの発症のおそれがあるためです。</p> <p>ペットの飼育スペースにつきましては、避難所敷地内に専用スペースを設けることとし、飼い主の皆様には、日ごろから同行避難に備え、吠えたり、他の人の迷惑にならないようなしつけをお願いしたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘のありましたとおり、災害時におけるペットの対応については、近年、環境省でも、飼い主の責務のほか、民間団体、自治体間の連携の体制整備など、新たなガイドラインが示されています。</p> <p>ペットの対応につきましては、マニュアルの見直しを行う際に国や北海道、他市の動向を踏まえ検討をさせていただき、観光客への</p>

	<p>周知につきましても併せて検討してまいります。</p>
<p>②数年前、南富良野町幾寅、落合地域の洪水被害の際情報伝達が衛星電話以外全く不通となったと聞いています。想定外の災害の多い昨今、同じ様な事態は富良野市でも可能性ゼロではないはずである。それで機器さえあれば電池さえあれば停電でも同時に多くの方々と情報を共有できるアマチュア無線の活用についてはどう考えているのでしょうか？</p>	<p>災害発生時における情報伝達手段の多重化は、重要課題と認識しております。</p> <p>本市では、現在、災害発生時には、広報車、安心・安全メール（登録制メール）、緊急速報メール、コミュニティFM、TVのデータ放送、町内会長等への電話連絡、市HP、フェイスブック等により、災害情報を発信しております。また、昨年度はヤフー株式会社と協定を締結し、防災速報アプリ登録者にはプッシュ型で情報配信をできるようにしたほか、今年度については、FMラジオを市内全域で聞こえるようにするための拡張工事を行うこととしていきます。</p> <p>ご提案のありましたアマチュア無線の活用につきましては、現在、富良野市無線赤十字奉仕団と災害時における非常通信業務に関する協定を締結しておりますので、必要時には要請します。</p> <p>今後も、更なる情報伝達手段の構築に努めることとし、様々な手法を検討してまいります。</p>

<input checked="" type="checkbox"/> 広報紙 <u>7</u> 月号への掲載
<input checked="" type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 <u>5</u> 月 <u>20</u> 日）
<input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（ <u> </u> 月 <u> </u> 日）